

国営かんがい排水事業 生田原(二期)地区

事業の概要

本事業は、北海道網走支庁管内の中央部に位置する紋別郡生田原町の畑1,060haを対象に、安定的な農業用水を確保するため、生田原貯水池を新設（生田原（一期）地区を含む全体：貯水池1ヶ所、用水路L=29.4kmを整備）するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、酪農を主体とした農業地帯であるが、かんがい施設は未整備で作物生産に必要な用水は主として降雨に依存しており、安定的なかんがい用水が確保されていない。

このため、本事業で生田原貯水池を築造するとともに、生田原（一期）地区及び関連事業で用水施設を整備することにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的とする。

事業の効率性

効 用（百万円／年）

・農作物の生産量の増	2 4 0 百万円
・営農経費の節減	2 1 5 百万円
・施設の維持管理費の増	1 5 百万円
・防護柵の設置による安全性の確保	1 百万円
・工事に伴う道路等の改修による公共施設の機能の維持	4 6 百万円
・水路の整備による防火施設の設置経費の節減	5 百万円
・魚類に配慮した魚道の設置による生息環境等の保全等	3 8 百万円
計	5 3 0 百万円

（費用便益比の試算）

区分	算定式	数値	備考
総事業費		9 , 9 4 6 百万円	
効用		5 3 0 百万円	
廃用損失額		0 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		4 8 年	当該事業の耐用年数
還元率×(1 + 建設利息率)		0 . 0 5 1 2	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	1 0 , 3 5 5 百万円	
費用便益比	= /	1 . 0 4	

注1) 総便益、総事業費には、関連事業費を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業及び生田原（一期）事業により貯水池及び用水路を整備するとともに、関連事業により支線用水路、畑地かんがい末端施設を整備することにより、年間10a当たり約23千円相当の農業生産の向上と、約20千円相当の営農経費の節減が図られる。

日程・手続

生田原（一期）事業の着工に伴い、平成10年6月に事業計画が確定しているが、事業計画の変更が必要なため、平成15年度中に土地改良法に基づく事業計画の変更手続を実施し、生田原（二期）地区を樹立する予定である。

平成 1 5 年 4 月

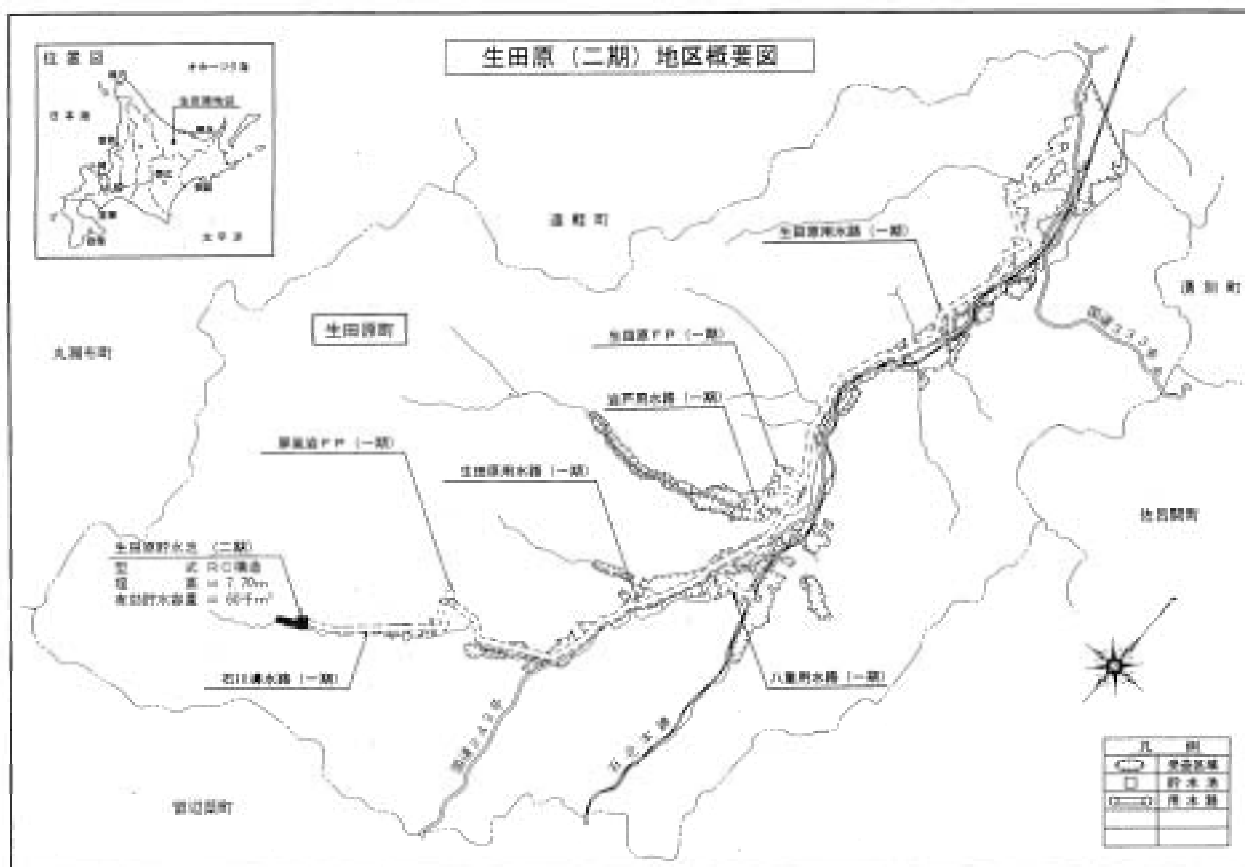
受益者、町、農協からなる生田原町国営土地改良事業推進期成会総会において、生田原（二期）地区の平成１６年度着工について確認されている。

農村振興局

概要図

1 . 受 益 面 積	1 , 0 6 0 ha		
2 . 受 益 者 数	4 5 人		
3 . 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	生田原貯水池 (用水路)	1 ヶ所 (L=29.4km)	3 , 7 1 0 百万円 (5 , 3 9 0 百万円)
	合計		3 , 7 1 0 百万円 (5 , 3 9 0 百万円)
4 . 国営総事業費	9 , 1 0 0 百万円		

()内は一期分



平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：生田原^{いくたはら}（二期^{にき}））

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4．農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6．事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：生田原^{いくたはら}（二期^{にき}））

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☐
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。